

# 短期集中通所サービスの 事業所指定について

平成29年6月7日

久留米市 介護保険課

# 集中デイの指定申請受付

## 受付期間

平成29年6月26日(月)から平成29年7月31日(月)まで

## 受付期間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 受付窓口

久留米市健康福祉部介護保険課育成・支援チーム指定担当  
※総合支所、市民センターでは受付できません。

## 申請書類

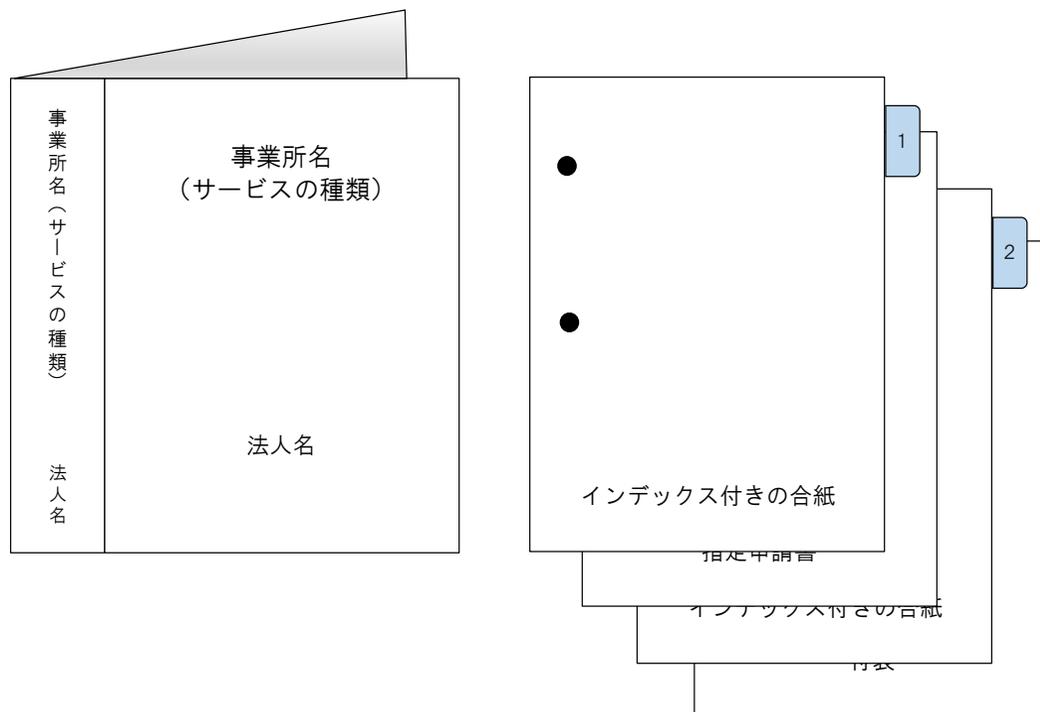
別添一覧表に記載されている書類を提出してください。

※申請書類の様式等は、久留米市のホームページからダウンロードできます。

トップページ ⇒ くらしの情報 ⇒ 高齢者支援・介護保険  
⇒ 高齢者支援・介護保険 申請書  
⇒ 11-1. 介護予防・生活支援サービス事業者の新規指定申請書

# 集中デイの書類のつづり方

申請書類は、申請書類一覧表の番号順に並べ、書類と書類の間には、番号を記入したインデックスをつけた白紙を入れ、A4縦型（2穴）のフラットファイルにつづってください。



## 【保管用の作成】

申請書類は、提出用と申請者保管用の2部を作成してください。一度提出された申請書類について、提出後にコピーが必要となった場合、情報公開請求をしていただき、1枚10円の手数料が発生します。必ず申請者保管用を作成してください。

# 集中デイの申請手数料、事業所番号

## 申請手数料

申請手数料は、**30,000円**です。

申請書類の提出の際に、指定申請受付窓口にて、現金で納めてください。

※集中デイは、他のサービスと同時申請であっても、免除とはなりません。

## 事業所番号

事業所番号の取り扱いは次のとおりです。

指定状況等	事業所番号の取り扱い
平成29年3月までに、介護予防通所介護の指定を受けている	介護予防通所介護と同じ事業所番号を使用できます。(407～)
平成29年4月以降に、予防デイまたは元気デイの指定を受けている	予防デイまたは元気デイと同じ事業所番号を使用できます。(40A～)
その他 (初めて指定を受ける場合、他のサービスの指定を受けている)	新しい事業所番号を付番します。

# 集中デイの事前協議と現地確認

## 有効期限

集中デイの指定有効期限は、一律6年です。  
通所介護等の他の介護サービスと一体的に運営している場合も同様で、指定有効期限の短縮はありません。

## 事前協議

原則として、事前協議は必要ありません。  
ただし、初めて通所系のサービスを開始する場合や、建物を増改築する場合は、事前協議を行う必要がありますので、工事(購入)の着手前にお問い合わせください。

## 現地確認

指定予定月の前月に介護保険課の職員が現地確認を行います。  
機能訓練室の広さの計測を行います。  
なお、通所介護等の他のサービスと機能訓練室を兼用する場合は、仕切りの方法も確認します。

# 集中デイの指定申請に関する留意事項

## 法人の定款

集中デイを実施する場合、法人の定款の「事業の目的」に事業の実施について記載する必要があります。

### 【定款記載例】

法人種別	定款記載例(いずれかを記載)
株式会社等	「介護保険法に基づく第1号通所事業」 「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」
社会福祉法人	※事業となるため、公益を目的とする事業の種別に記載。 「介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に基づく第1号事業」 「久留米市総合事業実施規則に基づく短期集中通所サービス」
医療法人	「介護保険法に基づく第1号通所事業 名称 ○○○○○ 所在地 ○○○○○」

これらは記載例です。実際の変更については、所管の部局等にご相談ください。

# 集中デいの運営規程、契約書、重要事項説明書

指定申請時には、集中デいの運営規程を作成し、市に届出する必要があります。また、集中デいの提供の開始に際しては、重要事項に関する説明を行い、同意を得る必要があります。契約についても契約書(書面)により締結することが望ましいです。各書類の作成方法は、次のいずれの対応も可能とします。

ア 介護サービスも含めた他の同種のサービスと一体的に作成

イ サービスごとにそれぞれ作成

## 【運営規程、契約書、重要事項説明書のひな形】

運営規程、契約書、重要事項説明書の作成の参考として、ひな形をホームページに掲載していますので、ご活用ください。

なお、必ずしもひな形を使用して作成する必要はありません。

トップページ ⇒ 暮らしの情報 ⇒ 高齢者支援・介護保険 ⇒ 介護予防・日常生活支援総合事業 ⇒ 事業者の方 ⇒ 介護予防・生活支援サービス事業の事業所指定

契約書と重要事項に関する説明については、事業者と利用者の取り決めであるため、作成内容について、市は責任を負うことはできません。  
事業内容により、法令等を遵守して作成してください。

# 利用定員の考え方①

通所型サービスにおける利用定員（当該事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限）の考え方は次のとおりです。

- ① 通所介護と予防デイは、**それぞれの利用者を合算して**利用定員を定める。
- ② 元気デイ、元気デイサテライト、集中デイは、**それぞれのサービスごとの利用者で**利用定員を定める。

①または②のいずれかで定員超過となれば、全体で定員超過がなくても、**人員基準違反となり、定員超過減算の対象**となります。



通所介護事業者が、施設を増改築することなく、元気デイや集中デイを同一の場所で開催する場合は、通所介護の定員を変更する必要がある場合があります。（次ページの計算例を参考）

## 利用定員の考え方②（計算例）

機能訓練室の面積 90 m<sup>2</sup> ÷ 3 = 30 人 (利用定員の上限) ……①

通所介護 + 予防デイの利用定員 = 30 人 ……②

元気デイの利用定員 = 10 人 ……③

集中デイの利用定員 = 10 人 ……④

⇒ ②+③+④(50人)が①(30人)を上回っているため、不可



通所介護 + 予防デイの利用定員 = 20 人 ……⑤

元気デイの利用定員 = 5 人 ……⑥

集中デイの利用定員 = 5 人 ……⑦

⇒ ⑤+⑥+⑦(30人)が①(30人)以下であるため、可

この場合、通所介護の利用定員の変更(30人→20人)が必要です。

# 集中デイの事業所周知

利用者や介護支援専門員に集中デイを周知するため、集中デイを実施する事業所の概要一覧表やPRチラシ(A4・2ページ程度)を久留米市のホームページに掲載するほか、介護保険課の窓口等にて閲覧できるようにする予定です。

短期集中通所サービス(集中デイ)

チラシイメージ

## くるめお元気くらぶ

「最近、転びやすくなったなあ…」  
「地域の体操教室に参加したいけど、ついていけるか不安だわ」

集中デイは、そんなみなさんにぴったりです。  
専門職がアドバイスしながら、3か月間で改善を目指します！  
わたしたちと一緒にいきいき元気な生活を取り戻しましょう！

週2回3か月／全24回

- ◆月・水コース(1回120分)  
毎週 月・水曜日 10:00~12:00
- ◆火・木コース(1回120分)  
毎週 火・木曜日 14:00~16:00

筋トレマシンを使うトレーニングだけでなく、  
ご自宅でもできる運動のポイントをお教えます！

- DVD体操
- マシントレーニング
- タオル体操

などなど



くるめお元気くらぶ  
久留米市城南町15-3  
電話 0942-30-9247